

# 經書の行方・序章

——科挙終焉の時点に立つて——

—

清朝も終わりに近い光緒三十一年（一九〇五）、それまで千三百余年にわたって続いていた科挙、官吏登用試験制度が、前年の光緒三十年（一九〇四）に行われた恩科を最後として爾後、廃止されることとなった。『清史稿』巻二十四、

「徳宗本紀、二二、光緒三十一年八月の条下で、

甲辰、詔廢科挙（八月四日、甲辰の日、詔して科挙を廢す）。

と記されているのがそれである。

これは、「徳宗本紀一、二」を通覽し、光緒帝の治世三十四年間（一八七五～一九〇八）に頻出する大事、清仏戦争（一八八四～八五）・日清戦争（一八九四～九五）、そして続く列強による中国海岸要衝地区の租借（一八九八）、更にその後の戊戌政変（一八九八）・義和団の乱（一九〇〇）・辛丑条約（一九〇一）等の記載と比べてみれば、ほとんど国内的な一小

加賀栄治

事の如く見えるかもしれない。しかし、中国の長い政治制度史、特に官吏を登用する考試制度の歴史や、それを支えて来た社会の文化史・精神史からみれば、これはやはり、大きな節目ともいべきものであり、その後に来たる学術・思想・教育・文化が、大きく変化するメルクマールでもある、と考えられる。

中国において、科挙、すなわち一定の科目を立て、試験によって官吏を登用する制度は、周知の通り、隋代に始まり、唐代に盛んとなり、宋代に整備され、明・清に至って極まったものである。そして、それらの概要を記載しているのが、『新唐書』に始まる歴代正史の「選舉志」（『遼史』のみは「選舉志」がない）である。『清史稿』でも、また「選舉志」が立てられているが、そこでは、光緒三十一年の科挙停廢を記載した後、

是に於いて、沿襲すること千余年の科挙制度は、根本

より剷除せられ、嗣後、学校は日に漸に推広せられ、學術思想も之に因りて変遷す。此れ其の大關鍵なり（『選挙志二、学校二』）。

と言っている。

私は今、この科挙終焉の時点に立って、それが學術思想變遷の大關鍵といわれる實際的意味内容を考え、その視点を、科挙廃止の直接的理由から、次第に移行させつつ、ついには、科挙の根柢たる経書の行方がどうなるであろうか、に至ろうとするものである。

## 二

まず問うべきは、千三百余年も続いてきた科挙が、清朝の末年に至って、なにゆえに廃止されることになったか、その点であろう。

もとより、物盛んなれば則ち衰え、物極まれば則ち變ず。科挙廃止に至る必然性は、長い間にわたって実施されて来た、科挙の実態内容とその推移の中から求められるであろう。しかし、それを今ここで詳述する余裕がない。それはしばらく、科挙の歴史や実態を説く專著（例えば、宮崎市定『科挙』秋田屋版、同『科挙——中国の試験地獄』中公新書版、今共に『宮崎市定全集15科挙』所収、一九九三、岩波書店、など）

に委ねておく。ここではまず、科挙廃止の時点において当路の要に在り、直接そのことに関わった者たちの発言に、耳を傾けることから始めたい。

今、『皇朝統文献通考』巻八十七、「選挙考四、举士」では、光緒三十一年、「袁世凱・張之洞等、科挙を罷めんことを奏す、略に称すらく」として、ほぼその奏請の全文を掲げている。その奏請において、科挙の停廃を急ぐべしとする直接的理由は、科挙を廃止して新教育制度・「学堂教育」を推進しなければ、現在危殆に瀕している国情を建て直すことができない、とするが故であった。すなわち、

科挙の弊は、古今、人（人一般ではなく官界の要路に在る人）これを言うこと藁（よ）めて詳らかなり。而うして科挙の、学堂を阻礙し人才を妨誤することは、臣世凱・臣之洞等、亦迭いに奏陳を経ること久し。（中略）臣等、大局を默觀し、時趨（とき）を熟察するに、現在の危迫せる情形は、更に曩日よりも甚だし。而るに科挙一日停せざれば、士人は皆得第（科挙合格）を微俸する心を有ち、以て其の（学堂での）砥礪実修の志を分かつたん。（中略）故に時艱を補救せんと欲すれば、必らず学校を推広するより始むべく、学校を推広せんと欲すれば、必らず先ず科挙を停するより始むべし。

と言うのが、その要であり、科挙の停廢と新教育制度の推進とは、いわば表裏の關係において一体をなすものとなっている。

ところで、ここに言う「学堂」とは、端的にいつて、欧米や日本などの近代教育制度に範を採った、系統的・一貫的な学校教育制度を指す。そして、その新教育制度に基づく教育改革は、光緒二十七年（一九〇一）の方針決定に始まり、翌二十八年（一九〇二）の「欽定学堂章程」で成案を得、更にその翌二十九年（一九〇三）の「重訂学堂章程」に至って、頒布施行されることとなったものである（「学堂章程」制定の推移とその内容は、『清史稿』「選舉志一」、学校二、参照）。

なにゆえに、この「学堂教育」を推進しなければならぬのか。また、それと表裏の關係において、科挙を廢止しなければならぬのか。それは、前掲、袁・張らの奏請で言う「欲補救時艱、必自推广学校始」めなければならぬからであり、その「時艱」は「危迫情形」となっているのに、科挙は「阻礙学堂、妨誤人才」しているからであつた。『清史稿』卷一百六、「選舉志序」で、

末造に泊たづなんで、世変は日に亟いそかなり。論者謂えらく、科目の人才（科挙で登用した人材）は、時務に應ずるに足らず、毅然として科挙を罷め、学校を興すべし、と。「か

くて」東西各国の教育の新制を採り、唐宋以来の選舉の成規を変ぜり。

と言うのもまた、同じ意味を、歴史の結果に立つて述べたものと解し得よう。

さて、右に「時艱」と言い、「世変」と言う、清朝政府が対処しなければならなかった内外の艱難変事は、やはりまず、道光二十年（一八四〇）のアヘン戦争から指を屈するべきであらう。それは、中華帝国を根柢から揺さぶるものであり、ついには帝国の滅亡をもたらす大きな震動であつた。清朝は、その後が続く太平天国の乱（一八五〇～六四）、アロー戦争（一八五六～六〇）を経て、斜陽落日の道をひた走りに走り、やがて光緒の治世から宣統の治世へと至り、辛亥革命（宣統三年、一九一一）を迎えるのである。

もとより、その間に、「時艱を補救」し、「世変」に対処せんとした改革運動が興つた。しかし、軍事中心の富国強兵を図るべく、近代化の營為を盛んに行つた「洋務運動」は、清仏戦争・日清戦争で一敗地にまみれた。「中体西用」から「変法自強」へ、西洋の軍事力・技術力の基をなす制度・教育を撰取し、中国のそれを全面的に改革すべしとする「変法運動」も、戊戌政変であえなく潰えた。その後、「時艱を補救」することは常に後手にまわり、「世変」は速

やかに進んで行く。「変法運動」に代わって興るのが、滅満興漢を目指す「革命運動」であり、その果てに清朝が滅ぶ辛亥革命が到来したことは、もはや説くまでもあるまい。

清朝政府が、全面的な制度改革に踏み切り、新教育制度の制定・実施に至ったのが、戊戌政変の後七年であり、科挙廃止の詔は、更にその翌々年である。また、憲法大綱が制定され、憲法発布・国会開設の期限（一九一六年とする）を公示布告したのが、実に、光緒帝崩御の直前（一九〇八）であった。ここに至る過程を振り返ってみれば、それらのすべてにつき、手遅れの憾は免れないであろう。

しかし、手遅れであったというのは、それらの制度改革が無意味であったというのではけつしてない。たとえそれらが、時勢の「危迫した情形」に押し詰められた結果であったとはいえ、また、その結果の効を直ちには見ることがなかったとはいえ、新教育制度の制定・実施などは、中国近代化のため当然なされるべきもの、必至の営為である。したがって、もし新教育制度の実施を妨げるものが科挙であると考えられるならば、科挙の廃止はまた、歴史の必然の結果であったといわねばなるまい。実は、その時点で科挙は、形態上からも内容上からも、極まっていたのである。

先に私は、明・清の科挙を、科挙制度としては極まった

ものと言った。それは、外すなわち制度の組織形態と、内すなわち実施の内容方法との、内外両方において、ほとんど極度といってよい状態にあり、そこからもたらされる弊害も、極まったことを意味するものである。次には、その問題に視点を移行したい。

### 三

中国においては、古来、公的に学校が設立される場合、そこで養成される人材は、制度としての学校の規模・種類や、その所在のいかんにかかわらず、常に国家有用の人材、すなわち官吏となることが要請されていた。したがって、歴代正史の「選舉志」においては、叙述の量の多少・精粗にかかわらず、必ずといってよいほど、学校教育制度や学校試に言及されている。そして明・清に至ると、この学校教育が、制度的に科挙と密着した関係となっている。清代の学校教育は、前述した清末の「学堂教育」制定以前は、全く明代の学校教育の形態を踏襲してなされていた。

有清の学校は、向むかに明制に沿う。京師に国学と曰い、並びに八旗・宗室等の官学を設く。直省に府・州・県学と曰う（『清史稿』「選舉志一」、学校一七）。

右の「八旗宗室等官学」は、もとより明代とは関わりなく、別格とすべきもの。学校は、明・清ともに、国学と府州県学との二つに大別されるが、この学校の教育が、実は、科挙の予備校的関係にあったのである。

『明史』巻六十九、「選挙志序」では、次のように言っている。

選挙の法には、大略四有り。曰わく学校、曰わく科目（「科挙」、曰わく薦挙（漢の察挙に当たる推薦制で、国初に行われ、間もなく廃止）、曰わく銓選（任官に当たつての選考で、試験ではない）なり。学校は以て之を教育し、科目は以て之を登進し、薦挙は以て之を旁招し、銓選は以て之を布列す。天下の人才は是に尽くせり。

明制は、科目を盛んと為し、卿・相は皆此れより出で、学校は、則ち才を儲わえて以て科目に應ぜしむるものなり。其の学校通籍（学校の入学試験に合格して学校に籍を置くこと）を径由するは、亦科目の亜（次のもの、前段階的・予備的のもの）なればなり。

すなわち、「選挙之法」は四つあるが、実質的には、試験が行われる「学校」と「科目」との二つであり、「学校」は教育機関、「科目」は官吏登用試験で、別個の如く言いながらも、実は、「学校」は「亦科目之亜也」であつたので

ある。

つまり、明・清の学校教育制度は、ほとんど全面的といつてよいほど、科挙の考試制度に繰り込まれてしまつた。だからこそ、右に続く「選挙志」の冒頭で、「科挙は必ず学校に由る」と言っているのであるが、その結果、科挙制度全体の組織形態は老大なものとなつた。老大化は、その反面、各段階ごとに課せられる試験の数がふえ、ふるいに掛けられる回数が増大したことを意味する。

もともと科挙は、誰でもが受験できる開放性と、その試験の厳しさ・公平性とを特長として生起し、発展し、持続されて来たものである。ところが、隋・唐はさて置き、宋代に至ると、科挙に應ずる者がおびただしい数となつた。しかし、任用できる官職には限りがある。科挙制度が宋代に至つて整備されたといわれるのは、科挙の本旨に立ちながらも、いかにしてふるいに掛けて良質の人材を得るか、そのための形態と内容の整備であつた。明・清に至ると、科挙に應ずる者はいっそうふえた。学校を科挙に繰り込んだのは、組織形態のさらなる整備を図つたことではある。しかしそこでは、誰でもが受験できる開放性の拡大した形を採りながらも、一方、その厳しさ・公平性を堅持せんがため、段階ごとに課する試験の数が、前代よりもいっそう

ふえることとなった。

今、学校を含めた明・清の科挙制度の組織形態を、試験の面から概観してみよう。まず、試験の種別からいえば、学校の入学試験（学校通籍）である学校試と、普通文官試験である郷試（省都所在地で受けるもの）と、高等文官試験である会試（中央政府所在地で受けるもの）、及び殿試（また廷試。会試合格者が最終的に天子のもとで試験されるもの）とに大別される。そして、これらに合格した後の資格名をいえば、学校試に合格して生員とされ、郷試に合格して挙人とされ、会試に合格し殿試を通過して進士とされる。

以上がその大綱であるが、一たび、それぞれの試験で実際に行われる回数・段階を見ると、実に複雑に重層化されている。学校試で生員となるためには「国学」の場合は、今略す、まず県や州・府に設けられた県学・府学で、知県・知府が主宰する入学試験を受けて童生となり、その童生が府または州に設けられた学院で、中央から派遣された学政官が主宰する歳試（院試ともいう）に合格しなければならぬ。この生員が、次の科挙試、郷試に應ずるためには、その基礎資格として科試を通らなければならず、郷試に合格して挙人となった者も、更に挙人覆試を通らなければ、最上級の会試に應ずることができない。

このように、次々と設けられている関門を通過して、ようやく最上級にまで達し、進士の資格を得ることは、もとより並大抵のことではない。当然、各段階ごとに、ふるいに掛けて落とされ、待機しなければならぬ者の数が増す。恐らく、科挙浪人は老大な数であったろう。また、その待機年数も長かった。その間、憂き身をやつして受験準備に努めなければならぬ。資力の消耗は大きいし、何よりも心身に疲れ果てる。

しかも、組織形態が大であればあるほど、ふるいに掛けられた待機浪人は、低段階ほど多くなる。そこには、さまざまな社会現象が見られたであろう。呉敬梓（一七〇一―五四）の『儒林外史』に描かれる人物には、なんと「白首の童生」が多いことか。魯迅（一八八一―一九三六）の小説「孔乙己」の主人公は、幾度受けても生員（秀才）にはなれず、童生どまりでいるうちに科挙が廃止され、魂の抜けがらのまま哀れにも消えて行った。

にもかかわらず、科挙を目指す者はけっして減ることなく、むしろふえ続けていった。それは、ただ開放性のためのみではない。清初以来の規定では、一たび院試（歳試）に合格して生員となれば、徭役が免除され、給費生ともなり得るし、何よりも社会的・政治的には礼遇を受け、法的に

も保護される(『清会典事例』卷三百八十九「礼部、学校、考試規條」、参照)。だから生員は、俗に「秀才」ともよばれ(『日知錄』卷十六、秀才)、童生の家族は、必死になつて秀才を期待し応援した。「白首の童生」がふえ続け、第二、第三の孔乙己がなほ出るであろうわけは、ここにある。しかもそれらがふえ続けることは、生産農民からみれば、百害あって一利なしといわねばなるまい。

この、科挙制度の老大化がもたらす弊害を衝き、生員制の廃止を主張しているのが、顧炎武(一六一三—八二二)の「生員論」である。今、『亭林文集』卷一に載せる「生員論上、中、下」は、恐らく顧炎武の若いころ、明末に書かれたものであろう。それは要するに、老大なる数の遊民的存在となつている生員の実態と、その被害を指摘し、且つまた、受験準備オンリーの学習から生ずる学問の質の悪さを衝き、学校を繰り込んだこの制度を廃止して、古制に復すべしと主張したものである。

のみならず、この科挙の組織形態の老大化、学校が科挙の予備校と化してしまつたことは、より根本的な問題へと関わつて行つた。学校では、広い知識・技能の修得や人間形成など、本来の教育がなされなくなつたことである。明・清の学校は、その名はあれども実はなし、教官には教

育の実がなく、生徒は、ただ試験を受ける時だけ登校することとなつた。これは、国家による教育の放棄であり、教育が、民間・各家庭へと、全面的に委託されてしまつたことを意味する。これでは国家が、時勢の推移変化に應じて教育制度を改革しようとしても、それは甚だ困難なものとならざるを得まい。清朝における新教育制度の制定・実施が、その滅亡に近い時期に至つてようやくなされたわけも、実はここにあつたのである。

#### 四

明・清の科挙がもたらした弊害は、その制度の組織形態から指摘されるだけではない。むしろ、科挙で実施される試験の内容方法の面から指摘し、それを批判する発言が、古来、より多く且つ痛切であつたようである。

『明史』卷七十、「選舉志二」では、明の科挙試、すなわち学校試の次の段階、郷試・會試について述べられているが、その冒頭で次のように言っている。

科目は、唐・宋の旧に沿うも、たゞ稍に其の士を試するの法を變じ、専ら四子書(四書)及び易・書・詩・春秋・礼記の五經の命題もて士を試するを取る。蓋し太祖の、劉基とともに定めし所なり。

其の文は、略宋の經義に仿<sup>なら</sup>うも、然れども古人の語氣に代わりてこれを為<sup>つ</sup>らしめ、体用排偶せしめて、之を八股と謂い、通じて之を制義と謂う。

これは、明代の（清代もまた同様の）科挙試の内容方法につき、郷試でも会試でも、その試験場では、「四書」・「五經」の經義題が出され、その題が提示する義（經書の意味・精神）を論述すること、その場合の文章は、古人の語氣に代わって表現すべく八股文の法式に拠ること、その二点に集約されることを述べたものである。

しかし、要約すれば右の二点に尽きるとはいえ、それは明・清の科挙試の内容方法を言ったものではない。すなわち、明・清の科挙試は、三場（三つの試験場）で行われ、首場（第一試験場）では「四書義三道」（三題）、經義四道、二場では「論一道、判五道、詔・誥・表内科一道」（判以下は官庁公文書形式作文）<sup>①</sup>、三場では「經史時務策五道」（八股文で書く必要がない）<sup>②</sup>が、試験されることとなっている（『明史』「選舉志」一）。

またしかし、これら三場の試験があったとはいえ、その中で重点是、まさに首場に在った。受験者が八股文で書くのは、首場の答案についてのみであり、試験官もまた、「主司、卷（受験者の答案）を閲するや、初場中する所の卷

（合格と判定できる答案）を復護（繰り返し点検）すれども、其の二・三場を深求せず」（『日知錄』卷十六「三場」）であった。つまり、合否が決まるのは、ほとんど首場の答案によってであり、前掲『明史』が集約して言っているのは、それを指したこととなる。こうなると、受験者が最も力を注ぐのは、当然首場の答案であり、「四書」・「五經」の經義題に対し、いかに論旨を組み立てて全体構成を図るか、また、それを八股文によって、いかに古人の語氣を再現させて典雅なものにするか、ということになるであろう。

四書義・五經義の出題は、ほとんど皆、「四書」・「五經」の中の句や節を採ってなされた。例えば、「君命召不俟駕行矣」は、『論語』郷党篇の一章の二句であり、「以杖叩其脛闕党童子」は、『論語』憲問篇の「原壤夷俟」章の末句と、次章の冒頭四字とを合わせたものである。前者はさて置き、後者は、題内二句の義をどう関連つけて論述するか、かなり工夫を必要とする。論旨の組み立てや全体構成に、相当苦心しなければなるまい。

また、その題の提示する義を、八股文の方式によって論述するには、まず「破題」で、二句または三句を用いてすばり題意を概括し、「夫」字を用いてそれを承ける「承題」で、題意を確認した上で、なぜこれを論述するかを、八句



または十句ほどで述べる。それが「起講」とよばれ、そこまでがいわば序論に当たると。その後、八つの排偶（いわゆる八股、四組の対偶的形式）を用いて本論を展開させ、そこが最も多い字句数となり、最後に四句で収結させる。これが、いわゆる八股文の文章形式、法式となった文体である（八股文の法式等については、清の梁章鉅の『制義叢話』及び鈴木虎雄『支那文学研究』「八股文の沿革及び形式」、一九二五、弘文堂書房、参照）。

こうした文体で経義題の答案を書くことが法式となったのは、顧炎武によれば、明の憲宗の成化二十三年（一四八七）の会試からであるという（『日知録』卷十六「試文格式」）。その淵源をさかのぼることはさて置き、こうした文体を駆使して文章を作ることは、それ自体が容易なことではない。その上それを、出題された経義題に即して論旨を貫通させ、古人すなわち経書の語を吐く聖賢の語気を、そこに再現させなければならぬ。かくして、受験者にとって、八股文という文章形式の習練と、想定される経義題にもとづく論述の習熟とが、必至の要請となってくる。

その場合、その習練・習熟に資する方途をどうするか。もとより、まっとうに対処する道は、「四書」・「五經」の基本的学修であり、また古来の名文を見習って、まず文章

に上達することである。しかし、その道をたどれば、極めて長い歳月を要することとなる。既に組織形態が老成化された明・清の科挙では、応試する人数の増加が伸びたがいばかりか、通過しなければならぬ関門の数が、一つや二つだけではない。そこで人々が求める道は、いかにして捷徑に就き、習練・習熟を図るかであった。その捷徑とは何か。過去の科挙合格者の模範解答を手にし、それを抄写勦襲して習練し、出題傾向を調べ上げて模擬題を想定し、それに基づいて習熟することである。

明・清の社会文化環境、印刷出版物の普及は、その捷徑に就く便を、科挙の受験者に大いに与えた。明・清においては、「墨卷（科挙合格者の模範解答文）」も、またそれに付される「程文（試験官の標準解答文）」も、刊刻して公示された。書肆がそれを見逃す訳はない。直ちに版を起こして増刷し、人々の求めに応じた。「墨卷」・「程文」や「房稿（進士の解答文）」・「行卷（挙人の解答文）」等が、盛んに出回ったことはいうまでもあるまい（『日知録』卷十六「程文」・「八房」、参照）。かくして、世に出回る出版物は八股文一色の如くになり、似たりよつたりの八股書籍に覆われるかのようになる。「制義」（また「制芸」とよばれた八股文が、また「時芸」・「時文」とよばれたゆえんである。また後世

「八股」が、「空疏な形式主義」の代名詞の如く用いられるのも、この「時文」の抄写勦襲のみを事としたためである。

なおまた経義題が、前述の如く「四書」・「五経」の中の句や節を採ってなされるとすれば、題そのものの想定も、類推によっていろいろと試みられ、想定問題集が作成され、それに基づく習練がまた盛んとなる（『日知録』卷十六「擬題」、参照）。しかもその際、過去の出題では、例えば『礼記』の喪礼・喪服関係や、『詩経』の淫風・變雅などからは、ほとんど出されていないことがわかると、経書の中のどこを読み、どこを読まなくともよいか、経書学修の手抜き案が立てられてくる。こうして、模擬題想定とそれに基づく習練は、「本経も亦以て読まざるべし」、学ばざる経書をあちこちに作る事となったのである（同上）。

顧炎武が、その有名な経世的読書ノート、『日知録』（初刻自序は、康熙十五年、一六七六、三十二巻本の刊行は、康熙三十四年、一六九五）の中で、「今の経義論策は、其の名正しといえども、空疏不学の人に便なり」（卷十六「経義論策」と言い、「八股の害は、焚書に等し。而うして人材を敗壞することは、咸陽の郊、坑にする所の者、ただ四百六十余人なるよりも甚しきもの有り」（卷十六「擬題」と言うのは、ま

さに、上述の如き科挙の弊害を痛論したものであった。

こうした識者による科挙批判・八股文攻撃は、その後も続く。例えば、清朝後期の龔自珍（一七九二—一八四二）は、読書人の家系に生まれ、十九歳、監生（国学の生員）、二十七歳、挙人となり、まずは順調であったが、会試には四度も落第し、進士となったのは道光九年（一八二九）、三十八歳の時である（吳昌綬編『定龔先生年譜』に拠る）。その彼が、道光二年（一八二二）、国史館檢討官（内閣の属官）として都にいたころ、上司の高官に提出した意見書、「与人箋」が今伝えられている（王佩誥考定『龔自珍全集』第五輯所収、一九七四、中華書局）。その中の第五項で彼は、次のように、科挙の弊害を痛烈に衝き、制度の更改を強く訴えている。

今世、科場の文は、万喙相い因り、詞は狎して取るべく、貌は擬して肖るべし。坊間の刻本は、山の如く海の如くにして、四書文（『八股文』）の士に祿せしむること、五百年、士の四書文に祿せらるるもの、数万輩なり。既に窮まり既に極まれり。

閣下、何ぞ、今天子大いに為す有らんとする初めに及び、上書して、功令（官吏登用・升級制度）を改め、以て真才を収めんことを乞わざるや。

科挙試の内容方法からもたらされる弊害は、この時点、ま

さしく既に極まったといえよう。

## 五

ところで、明・清の科挙は、このように識者によって痛烈に批判されたばかりではない。既に初めに掲げた袁・張らの奏請の冒頭で、「科挙の弊は、古今人これを言うこと禁めて詳らかなり」とあったように、当路の要に在る者もまた、早くから且つ幾度も、科挙の弊害を指摘し、その是正更改が奏上されていた。しかし科挙は、清朝の末年に至るまで廃止されることなく続いた。それはいったいなぜであらうか。

実は、清初の科挙試で、八股文を課することを一時停止したことがある。『皇朝文献通考』巻四十八、「選舉考二、舉士」で、

康熙二年、八股文体を停止す。郷・會試にては、策論・表・判を以て士を取り、分ちて二場と為す。

というのがそれで、三場を二場に減じ、首場の経義題・八股文が廃止されることとなった。ただしそこでは、その廃止理由について言及されていない。ところが、康熙四年（一六六五）、礼部侍郎の黄機（後に宰相職の大学士となる）が上疏して、爾後は旧制に拠って行うべしと言い、それが受

納され、間もなく三場の旧制に復することとなった（『皇朝文献通考』同上）。

その時の黄機の言を見ると、首場で経義題を課する目的を、「先ず經書を用うるは、士子をして、聖賢の微旨を闡發せしめ、以て其の心術を觀る」ためであるとし、それ故に、それが廃止され、「經書を用いて文を為らざれば、人將に聖賢の学を不講に置かんとす。恐らくは、朝廷の科を設けて士を取るの深意に非ざらん」と言うのが、その要となつてゐる（同上）。つまり、「設科取士之深意」、科挙試で経義題・八股文を課し、それを首場に置いて重視する意図は、受験者をして經書をよく学修させ、そこにこめられてゐる聖賢の微旨を闡き発かにし、それを身に体していかに自己の心術としてゐるか、それを觀ることに在り、したがって、それを廃止すべからずとするものである。

またその後、乾隆三年（一七三八）、兵部侍郎の舒赫德（後に大学士）が上疏して、科挙を廃止し、別に「真才実学」を選抜べき考試制度の検討を要請した。その上疏の中で、彼が科挙の積弊として指摘している点は、

時文は徒空言のみにして、用に適せず。墨卷房〔稿〕行〔卷〕は、輾転抄襲せられ、廣詞詭説は、蔓延支離し、苟しくも以て科策を取る可くして止む。士子は各おの一

経を占して、毎経題を擬し、多きものは百余、少なきものは数十なり。古人は畢生之を治むれども足らざるに、今は則ち数月之を為すのみにして余り有り（今、『清史稿』「選舉志三、文科」に拠る。もと『皇朝經世文編』卷五十七「礼政四」所収）。

と言っている通り、既に前節で述べたと同じ事柄、経義題・八股文の習練・習熟のため、捷徑を採ることから生じた弊害である。しかし、これに対する礼部の覆奏（上疏を検討した結果の答申）では、舒赫徳の上疏は採用されず、「科挙制義は、以て廢せざるを得たり」（同上）となった。それはなぜか。

その覆奏は、極めて長文且つ多岐であるため、今、その全体に言及することを略すが、舒赫徳の上疏を採用しない理由につき、当面問題としている点から見れば、次の如く言っている所がその要点であろう。

時芸の論ずる所は、皆孔・孟の緒言、精微の奥旨なり。之を經史子集に参えしめて、以て其の光華を發かにし、之を規矩準繩に範らしめて、以て其の法律を密にす。小技なりと曰うといえども、文武幹濟、英偉特達の才は、未だ嘗て其の中より出でずんばあらざるなり。末流の失を力挽せんと思わずして、咎を作法の涼に転ずるは、

已だ過たずや（同上）。

右の文中の終わり、対をなしている「末流之失」・「作法之涼」とは、實際上、何を指しているのか、ややわかりにくい。しかし、経義題を八股文で論述することが「小技なり」と曰わ「れるとある限り、「末流之失」とは、舒赫徳の上疏という積弊の内容を指すものと考えられる。したがって、「作法之涼」とは、「科挙制度制定方針の理解不足」という意味になると考えられる。とすれば、ここで言うこともまた、前述・黄機の言う所と、結局は同じ趣意であるといえよう。

科挙試の内容方法からもたらされた弊害は、識者によって指摘・批判されたばかりではない。このように、当路の要に在る者の上疏でもまた、その弊害が指摘され、その更改・廢止が奏請されていた。にもかかわらず、それは更改も廢止もされず、ついに清末まで続いた。そのわけは要するに、科挙の更改・廢止の奏請が、「設科取士之深意」に反するとされたためである。

ではいったい、科挙設定の「深意」とは何か。それは、既に揚げた『明志』「選舉志、一二」の冒頭でも提示されていたが、前掲二例によっていえば、科挙設定の「深意」とは、経書を学修させ、「士子をして聖賢の微旨を闡發せし

め、以て其の心術を觀ん」とするところに在り、「孔孟の緒言、精微の奥旨」を明らかにし、八股のきまりののつて、その密度を濃まやかならしめんとするところに在ったのである。それは、より端的にいえば、「四書」「五經」の經書を学び、それを規範とする精神生活が、中国人にとって当為である限り、それを基底に置き、それを根拠とする科挙は、廃止すべからずとするものである。明・清五百年、さまざまな科挙批判・八股文攻撃があつたが、それをくぐり抜けて科挙を持続せしめた根柢にあるものは、実に、經書を規範とする中国人の精神生活であつた。科挙は、いわばその基底の上に設立された制度であり、基底をなすものの持続こそが、本命であつたといえよう。

とはいいながらも、科挙と經書とのつながりは、極めて密なるものがあつた。それは、隋・唐の科挙の当初からのことであるが、今、それについて述べることは略す。したがつて、たとえ明・清の科挙が、經書の学修に対してまどうな道を歩ませず、捷徑を採らせたとはいえ、それが、經書学修にとって全く無意味なものとは、直ちにはいえまい。捷徑とはいえ、「四書」「五經」に対する不断の学修なくして、科挙に合格するはずはない。また、八股文を空虚なもの、形式主義的なものと非難するのは、不当ではな

いとしても、八股文に期待するものが古聖賢の語氣・口氣の再現である限り、それは、当代、經書学修における本領とされたものである。經書学修で語氣・語調が重視されたのは、実に宋明性理の学においてであり、清朝考証の学が經書学修で目指すものも、古聖賢の言語の真実に迫り、そのまことの心をとらえんとすることであつた。科挙と經書の学修とは、ほとんど一蓮托生的關係にあつたといえる。

しかるに今や、その科挙が廃止され、千三百年にわたつて続いた制度が終焉を告げることとなつた。しかも、そこに至る経路を振り返つてみれば、前述の如く、それは、ほとんど歴史的必然といわねばならぬほど、組織形態からも、内容方法からも、極まっていた。のみならず、科挙の廃止は、「時艱を補救」せんがためであつたのに、「時艱」はついに補救されず、清朝帝国は滅亡した。制度の更改とその実効は、すべて後に來たる政治体制に委ねられてしまつたのである。とすれば、科挙を基底で支え、それと一蓮托生的ともいえる經書の存在は、果たしてどうなるであらうか。

## 六

經書「四書」「五經」が、經書の定立以後、長い間にわ

たつて、中国人の精神生活の規範たる形で持続されたことについては、既に、拙著『中国古典解釈史・魏晉篇』（第一章、第一節、一、中国精神史における経書の意義、一九六四、勁草書房）で述べておいた。ここでは繰り返さない。しかし、これまで考察してきた科挙の終焉、経書に基づく精神生活をその存続の根柢におく科挙が、清朝の末年に至って廃止されたことは、その後に来たる中国人の精神生活の形に、変更をもたらすメルクマールとは、果たしてならないであろうか。

経書の行方はどうなるであろうか。今、それを問うべき段階に至った。だが、それを論述すべき紙数は、もはやない。以下、簡条的な要約のみにとどめたい。

(一)科挙は隋唐帝国に始まり、集権的支配体制・君主独裁制と、相即不離の形で持続されて行った。科挙の終焉、ないしその後が続く辛亥革命は、その支配体制の終焉と相即する。清朝帝国の滅亡後、その政体は、中華民国から中華人民共和国へと移ったが、その先はなお不明である。したがって、政体の変更から直ちに経書の性格変更をいうことは、今まだ早い。少なくとも、伝統的な中国的政治観が今後、どうなるであろうか、それを注視しなければなるまい。

(二)科挙は官吏登用試験制度であり、官吏は長い間、士大夫とよばれる読書人階層から出された。そうして、経書を規範とする生活は、読書人階層が中心となって持続されたものである。科挙の終焉・辛亥革命は、中国の社会階層から、読書人層を解体せしめたであろうか。そもそも中国の社会階層は、今後どうなるであろうか、それを注視しなければなるまい。

(三)中国では、科挙の終焉・辛亥革命の後、間もなくして、新文化運動、文学革命が興り、その結果、「文言から白話へ」、言語生活、書き言葉の改革が図られ、それが定着されたかの如くである。一方、経書を規範とする精神生活、特に文章表現は、たてまえてとして文言によってなされるものである。経書の行方は、言語生活の変化と密接に関わるであろう。しかし、それも今、安易な結論を下すべきではあるまい。

(四)そもそも経書が定着した後、「経なるものは、恒久の至道、不刊の鴻教」（『文心雕竜』『宗経』）であり、変改すべからざるものとされた。しかし、宋を経、元・明を通り、清に至るまでに、「伝注」が疑われ、「詩序」が削られたばかりではない。経書の本文そのものの中から、「偽」が指摘されることとなった。今はまず、少なくとも

も書物としての經書の実態を、その真相においてとらえ  
なおさなければなるまい。

(四) 經書の行方はどうなるであらうか。それを考察し究明す  
るためにも、われわれは、今一度、その根源に立ち返る  
べきではないだろうか。經書は、いかにして形成され、  
且つその「伝注」を整えて定着するに至ったのか、と。